

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2013年 第2回 一部改正

2013年12月27日 規則 第78号
2013年2月4日／7月29日 技術委員会 審議
2013年3月4日／9月24日 理事会 承認
2013年12月25日 国土交通大臣 認可

2013年12月27日 規則 第78号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）

(12)を次のように改める。

((1)から(11)は省略)

(12) 「ディーゼル機関の主要な改造」とは、~~2.1.2.1.1に規定する基準に従って認証されて~~
~~いないディーゼル機関に対する~~2000年1月1日（国際航海に従事しない船舶にあ
っては2005年5月19日）以降に行われる次の(a)から(c)のいずれかをいう。

(a) 同一でないディーゼル機関との交換又は追加設置

(b) ディーゼル機関の実質的改造

(c) 連続最大出力（鋼船規則 A 編 2.1.2.3 に掲げるものをいう。以下同じ。）の 10%
を超える出力増加

((13)から(16)は省略)

附 則

1. この規則は，2014年1月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に行われる機関の交換にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2013年 第2回 一部改正

2013年12月27日 達 第66号

2013年 2月 4日 / 7月 29日 技術委員会 審議

2013年12月27日 達 第66号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）

-1.を次のように改める。

~~1. 規則 8 編 1.1.2(12)(a)にいう「2000年1月1日以降に製造された新しいディーゼル機関」とは、2000年1月1日以降に製作者から出荷されたディーゼル機関をいう。~~

~~1. 規則 8 編 1.1.2(12)(a)にいう「同一」については、次による。~~

~~(1) 国際航海に従事する船舶にあっては、次に掲げるすべての項目が、交換前の機関と同じである機関を同一であるとみなす。~~

~~(a) 設計者（ライセンサー）及び型式~~

~~(b) 定格出力~~

~~(c) 定格回転数~~

~~(d) 用途~~

~~(e) シリンダ数~~

~~(f) 燃料系統（燃料噴射制御ソフトウェアを装備する場合にあってはそのソフトウェアを含む。）~~

~~(g) 規則 8 編 2.1.2-1.に規定する基準に従って認証されていないディーゼル機関にあっては、次に掲げる事項~~

~~i) 燃料噴射ポンプの型式，燃料噴射時期，噴射ノズルの型式~~

~~ii) 給気システムの配置（過給機を装備する場合にあってはその型式，補助ブローアを装備する場合にあってはその仕様を含む。）~~，海水又は清水等の冷却媒体

~~(h) 規則 8 編 2.1.2-1.に規定する基準に従って認証されているディーゼル機関にあっては、当該機関が属する原動機グループ又は原動機ファミリー~~

~~(2) 国際航海に従事する船舶以外の船舶にあっては、次に掲げるディーゼル機関を同一であるとみなす。~~

~~(a) 2005年5月19日より前に建造開始段階にある船舶に搭載されたディーゼル機関であって2005年5月19日より前に製造されたものにおいて、1シリンダ当たりの排気量の増減幅が、交換前の機関と比較して15%以内となるディーゼル機関~~

(b) 前(a)に掲げるディーゼル機関以外の機関にあつては、(1)に掲げる(g)以外のすべての項目が、交換前の機関と同じである機関

附 則

1. この達は、2014年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に行われる機関の交換にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。